

議案第7号

我孫子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月2日提出

我孫子市長 星野順一郎

提案理由

はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧事業について、国民健康保険の財政の健全化を図るため、当該事業を廃止し、及び新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができない被保険者に支給する傷病手当金の支給期間が終了したことから、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

我孫子市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保健事業) 第8条 市は、法第72条の5第1項に規定する特定健康診査等を行うほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。 (1)及び(2) 略 <u>(3)</u> 略	(保健事業) 第8条 市は、法第72条の5第1項に規定する特定健康診査等を行うほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。 (1)及び(2) 略 <u>(3) はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧</u> <u>(4)</u> 略
附 則	附 則 <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u>
	<u>3 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウ</u>

イルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準

報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。

5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる被保険者に対しては、これを受けうることできる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けうることできる給与等の額が、第4項の規定により算定される額より少ないとときは、その差額を支給する。

7 前項に規定する者が、その受けうることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないとときはその額と傷病手

当金との差額を支給する。ただし、
同項ただし書の規定により傷病手
当金の一部を受けたときは、その額
を支給額から控除する。

8 前項の規定により市が支給した
額は、当該被保険者を使用する事業
所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。